

はじめに

大田区では、「大田区長期基本計画おおたプラン2015」及び「大田区地域保健福祉計画」、「次世代育成支援のための大田区行動計画」を策定し、障害者とともに生きる社会の創造を推進している。

また、大田区教育委員会においては、人権尊重の精神を基調として、心身に障害のある子どもたちが、その能力や可能性を最大限に伸ばして、社会的に自立できるため心身障害教育の充実を図っている。

国は、障害のある児童・生徒の教育について、平成13年5月に「*特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成15年3月に「障害の程度等に応じ特別な場で指導を行う『特殊教育』から*LD、*ADHD、*高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『*特別支援教育』への転換を図るとともにその推進体制を整備する」という基本的な方向を「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（以下「国の協力者会議最終報告」という。）において発表した。

また、平成14年12月に、「障害者基本計画」が閣議決定され、これに基づいて、「重点施策実施5か年計画」の中で、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じて、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した相談支援体制の整備を行なうとともに、小・中学校におけるLD及びADHD等の児童・生徒への教育支援を行う体制を整備していく基本方針が盛り込まれた。

さらに、平成16年2月、発達障害に関し、早期発見や支援に対する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、学校教育における支援や就労の支援等を定めた「発達障害者支援法」が成立し、平成17年4月1日に施行されている。

このような動きと併行して、国は、平成16年2月に中央教育審議会に「特別支援教育特別委員会」を設置し、平成17年12月に「特別支援教育を推進する制度の在り方について（答申）」（以下「中教審の答申」という）を発表し、学校制度等の在り方について検討結果を示した。

一方、東京都においては、平成14年6月に「東京都心身障害教育改善検討委員会」が設置され、平成15年12月の「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（以下「東京都の最終報告」という）により、東京都において特別支援教育を推進していくことが示された。

さらに、平成18年6月国会で、学校教育法の一部が改正され、小・中学校において特別支援教育を推進し、LD及びADHD等を含む障害のある児童・生徒等に対して、適切な教育を行なうことが規定された。

こうした状況の中で、大田区は、平成17年10月に学識経験者や都立養護学校長、保護者の代表、区立幼・小・中学校の代表、療育機関代表、教育委員会事務局などによる「大田区特別支援教育検討委員会」を設置し、大田区における特別支援教育の在り方について検討を重ね、これまでの検討の成果を報告書としてとりまとめた。

今後は、本報告書で報告されている特別支援教育の展開について具体的に組み込んでいくとともに、課題についてさらに検討を深めていく必要がある。